

副 本

令和3年（ネ）第10060号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 石川優実こと石川由美子 外1名

控訴理由書

令和3年8月16日

知的財産高等裁判所第1部イ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 小沢一仁



I.	控訴の趣旨	4
II.	控訴の理由	5
第1	はじめに	5
1	本件の概要	5
2	原判決の構造	7
3	控訴理由の概要	8
第2	本件の問題点	8
1	本件変更掲載	8
(1)	概要	8
(2)	実際の控訴人のゴリラに対するリプライ（本件ツイート）	9
(3)	実際の被控訴人石川の引用RT（石川 RT）	12
(4)	実際のツイッター上の表示と本件書籍上の表示の変更点	12
(5)	控訴人ツイートの記載	13

(6) 石川ツイートの記載	14
(7) 実際のツイッター上の表示との変更点.....	14
2 本件書籍が読者を誤読させるよう誘導するしていること（本件誘導掲載） ..	14
(1) 本件書籍（甲5）72頁について	14
(2) 本件書籍7、58、73頁について	15
(3) 小括	17
3 本件ツイート以外の問題.....	18
(1) 本件ツイート以外にもツイートの形式が変更された例があつたこと	18
(2) 本件掲載と類似の例	19
(3) 小括	20
第3 公正な慣行に合致しないこと	20
1 公正な慣行の立証責任.....	20
2 実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行が存在したこと	22
(1) ツイッターの規約.....	22
(2) 書籍の実例	24
(3) 書籍にツイートを引用する場合の公正な慣行	26
第4 本件書籍は公正な慣行と正当な目的をみたさない（原判決の誤り）	27
1 公正な慣行と合致しない	27
(1) 控訴人の主張.....	27
(2) 原判決の誤り	27
2 引用の目的上正当な範囲内とはいえない	29
(1) 控訴人の主張.....	29
(2) 原判決の誤り	30
(3) 小括	33
3 引用要件を満たさない	34

第 5 同一性保持権を違法に侵害すること	34
1 本件ツイートを「改変」したこと	34
2 「やむを得ない改変」にあたらないこと	36
3 小括	36
第 6 名誉感情を違法に侵害すること	36
1 控訴人の主張	36
2 原判決の判断	38
第 7 結語	38
III. 請求原因の追加	39
第 1 名誉権侵害	39
1 同定可能性	39
2 公然性	40
3 事実の摘示	40
4 社会的評価の低下	41
5 共同不法行為と故意・過失	41
6 損害	42
7 小括	42
第 2 名誉声望保持権侵害	42
1 著作物の利用	42
2 著作者の名誉又は声望の侵害	42
3 その他	43
IV. 駁明の申立て	44

I. 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
 - 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して、2,203,300 円及びこれに対する令和元年 11 月 12 日から支払済みまで、年 5 パーセントの割合による金員を支払え
 - 3 被控訴人らは、別紙書籍目録記載の書籍を複製し、領布してはならない
 - 4 被控訴人らは、別紙書籍目録記載の書籍を製造し、販売し又は販売のために展示してはならない
 - 5 被控訴人らは、別紙書籍目録記載の書籍を廃棄せよ
 - 6 訴訟費用は被控訴人の負担とする
- との判決並びに第2項につき仮執行宣言を求める。

II. 控訴の理由

第1 はじめに

1 本件の概要

控訴人は、下図左上のとおり、ツイッターにおいて、第三者（ユーザー名がゴリラなので、以下「ゴリラ」という。）と相互にリプライを繰り返す形で、議論をしていた。ただし、下図は、一連の会話の最後の3つの投稿のみを取り出している。

実際のTweet	本件書籍
<p>はるかちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋活 @iroa1991 · 2019年6月7日 そして私は尋ねましたよね？それは大多数の方がそれに対して賛同するのかと</p> <p>返信先 @asf17074127さん 逆に言いますが 男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？</p> <p>午後1:03 · 2019年6月7日 · Twitter for iPhone</p> <p>控訴人のゴリラに対するリプライ (本件ツイート・甲43-1)</p>	<p>Tweets</p> <p>はるちゃん / ぬいぐるみ / 恋活 @iroa1991 逆に言いますが男性が海パンで出勤しても #KuToo の賛同者はそれを容認するといふことよろしいですか？ https://twitter.com/iroa1991/status/1136946224479272960</p> <p>石川優実 そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」 ならば容認するかもしれないですが、#KuToo は「男性の履いている革靴も選択肢にいれて」 なので。</p>
<p>石川優実@#KuToo署名中止 @ishikawa_yumi そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が「女性 に職場に水着で出勤する権利を！」ならば容認するか も知れませんが、#KuToo は「男性の履いている革靴 も選択肢にいれて」なので。</p> <p>はるかちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋活 @iroa1991 · 2019年6月7日 返信先 @asf17074127さん 逆に言いますが 男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？</p> <p>午後1:14 · 2019年6月7日 · Twitter for iPhone</p> <p>4件のリツイート 17件のいいね</p> <p>被控訴人の引用RT (甲43-2)</p>	<p>控訴人の被控訴人石川に対するリプライと 被控訴人石川の控訴人にに対するリプライ (甲5)</p>

ところが、被控訴人らは、書籍『#KuToo 靴から考える本気のフェミニズム』（甲5。「本件書籍」という。）で本件ツイート（甲8-1、甲8-2）や被控訴人石川のツイート（甲9）を掲載する際（甲5・72頁）、後述するとおり、本件ツイートの返信先アカウントの表示を削除する、被控訴人石川による本件ツイートの引用リツイート（以下、リツイートを「RT」といい、引用リツイートを「引用RT」という。）を控訴人に対するリプライの形式に変更するなどして、実際のツイッターのやり取りのとおりにツイートを掲載しなかった（以下「本件変更掲載」という。）。

また、73頁で本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであることを前提にして批判したり、7頁、58頁で本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであると示唆するなどして、あたかも本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであるかのように、読者を誘導するような掲載をした（以下「本件誘導掲載」という。）。

いわば座談会や立ち話のようなクローズな形で、ツイッターという限定されたSNSで他人と会話をしていたところに（SNSの参加者が閲覧できるという意味で公開であるが、書籍と比べて読者は極めて限定的である。）、突然被控訴人石川が割り込んできたところ、それまでの控訴人とゴリラとのやり取りや、割り込んできたあの控訴人と被控訴人石川とのやり取りを一切無視し、控訴人のツイートとこれに対する被控訴人石川のツイートのみを切り取り、被控訴人石川が、控訴人から突然的外れなことを話しかけられたとしか理解できないような形で、著書という形で世間に公開したのである。

控訴人としては、自己の投稿がそのまま引用されて、論評、非難されるのであれば、それは受容せざるを得ない。しかし、被控訴人らは、本件変更掲載及び本件誘導掲載により、本件ツイートの意味を読者に誤解させる形で、本件ツイートを書籍に掲載し、公衆に公開した。一般人でしかない控訴人（その他の被引用者）

は、誤解を解くために多数の読者に説明することも不可能であり（控訴人がツイッター上で弁解しても、広く拡散されるものではないし、読者がそのツイートに触れるわけでもない。誰が購入したかも分からないので、直接弁解することもできない。）、誤った事実による評価を甘受するほかなくなってしまう。

本件掲載が適法な引用として許されてしまうと、SNSのような双方の発言が記録に残るような場で会話をするという、現代社会における日常的な行為すら抑制的にならざるを得なくなる。誰とのどの会話のどの部分が切り取られ、形式を変更され、誤った意味に解釈されるよう誘導され、書籍で批判されるか予測できないうからである。これが不当な結論であることは言うまでもない。

しかし、原判決は、本件変更掲載及び本件誘導掲載が、適法な引用であると判断した。原判決を確定させてしまうと、様々な表現行為に重大な萎縮効果をもたらしてしまう。そのため、控訴審において原判決の判断を覆す必要がある。よって、控訴人は本件控訴をするに至った。

2 原判決の構造

原審の争点は、(A)適法引用の要件充足性の有無、(B)同一性保持権侵害の有無、(C)名誉感情侵害の有無、(D)原告の損害の4点である。

原判決は、(A)について、①著作物性、②引用該当性（明瞭区別性、付從性）、③公正な慣行に合致すること、④引用の目的上正当な範囲内といえることの4つの要件と整理している。①は争いがなく、原判決は、②～④をそれぞれ肯定した上で、適法な引用と結論づけた。

そして、原判決は、ツイートを書籍に引用する場合の確立した「公正な慣行」が存在するとは認められないとした上で、他人のツイートの引用と分かり、理解のために全文を引用する必要があったことのみを根拠に、公正な慣行に合致することを簡単に肯定した。また、引用の目的上正当範囲内かの検討において、本件変更掲載及び本件誘導掲載に関する控訴人の主張を取り上げて排斥しているが、

その理由も失当である。

なお、(B)(C)についても、これを否定した原判決の判断は失当である。

3 控訴理由の概要

控訴人は、まず、(A)③④について詳細に反論する。すなわち、本件変更掲載及び本件誘導掲載の詳細（第2）、本件変更掲載を許容する公正な慣行が存在せず、むしろ、ツイッターの表示内容をそのまま掲載することが公正な慣行であることを示し（第3）、本件ツイートの引用が公正な慣行に合致せず、また、本件変更掲載及び本件誘導掲載によれば引用目的が適切ではなく、引用目的との関連性もないため、引用の目的上正当な範囲外であることを示し、本件書籍が③④の点で引用要件を満たさないことを主張し、原判決の判断の誤りを示す（第4）。

また、その後、(B)同一性保持権と(C)名誉感情侵害について、原判決に対する反論を主張する（第5、第6）。

上記に加えて、本件掲載は控訴人の社会的評価を低下させるものであるから、控訴審における新たな主張として、名誉権侵害及び名誉声望保持権侵害を追加し、項を改めて、「III. 請求原因の追加」において主張する。また、あわせて訟明権の行使を申し立てる。

第2 本件の問題点

1 本件変更掲載

(1) 概要

本件の問題点のひとつ目は、以下のとおり、本件ツイートや被控訴人石川のツイートを、ツイッターに表示されているそのままの形で掲載せず、形式に変更を加えたことである（本件変更掲載）。

実際のやり取り：ゴリラに対する控訴人のリプライ（本件ツイート。甲43-1）

と、控訴人のリプライを引用した被控訴人石川のツイート（以下、「石川RT」という。甲43-2）という形式

本件書籍上のやり取り：控訴人の不明者に対するリプライ（以下「控訴人ツイート」という。）と、それに対する被控訴人石川のリプライ（以下「石川ツイート」という。甲5・72頁）という形式

（2）実際の控訴人のゴリラに対するリプライ（本件ツイート）

控訴人は、ゴリラと交互にリプライすることで会話をしており、本件ツイートを、ゴリラに対するリプライの形式で投稿した（甲43-1、甲8-1、甲8-2）。

リプライツイートは、ツイッターの画面上、「返信先：@ASF17074127さん」との表示（以下、返信先のアカウントのユーザー名が表示されることを、「返信先アカウント表示」という。）や、本件ツイートとリプライ先ツイートの間の縦棒の表示、リプライ先ツイートとの接続により表示される。リプライの表示については、以下のようないくつかの類型がある（下表と引用した例も参照）。

- ① 縦棒とリプライ先ツイートと、返信先アカウント表示の全てが表示される場合（甲44-1）
- ② 縦棒とリプライ先ツイートが表示され、返信先アカウント表示がない場合（甲44-1）
- ③ 返信先アカウント表示があり、縦棒とリプライ先ツイートが省略される合（甲44-1）
- ④ 返信先アカウント表示があり、縦棒が点線で表示され、リプライ先ツイートが省略される合（甲44-2）
- ⑤ 縦棒が点線になってリプライ先ツイートが省略され、返信先アカウント表示も省略される場合（甲44-3）。この場合返信先アカウントは自分である

	①	②	③	④	⑤
縦棒	○	○		△	△
返信先アカウント表示	○		○	○	
リプライ先Tweet	○	○			

※△は点線を示す

	<p>← ツイート</p> <p>弁護士 小沢一仁 @ozawakazuhito · 2020年11月14日</p> <p>5年前にメンテにして以来ですが、引っ張り出してみました。チューニングがほほ狂ってなく、弦もあまりさびていなかつたのは驚き。</p> <p>#bz #SHOWCASE #SERAS</p> <p>1 1 14 1 1</p>
②	<p>ゆうや・s・brown @yuya_s_brown · 2020年12月9日</p> <p>うお！(=^-^)= シグネチャーのTAKバーストですね!! こんな高価なギター持ってるなんて羨ましい♪</p> <p>1 1 1 1</p>
①	<p>弁護士 小沢一仁 @ozawakazuhito</p> <p>返信先: @yuya_s_brownさん</p> <p>昔万馬券を当てたことがあります、その足で買いに行きました笑</p> <p>午後4:23 · 2020年12月9日 · Twitter for iPhone</p> <p>1 ツイートアクティビティを表示</p> <p>2 件のいいね</p> <p>1 1 1 1</p> <p>返信をツイート 返信</p> <p>返信をさらに表示</p>
③	<p>ゆうや・s・brown @yuya_s_brown · 2020年12月9日</p> <p>返信先: @ozawakazuhitoさん</p> <p>って、事は60万以上当てたのですね!!(ɔ‿ɔ)コヨ~ そのまま買いに行くなんて 男の中の漢ですね♪ 学生時代ピクピクしながら 30万握りしめてレスポール買いに行った自分とは大違い😢 尊敬します❤</p> <p>1 1 1 1</p>

	<p>弁護士 小沢一仁 @ozawakazuhito · 2020年11月14日</p> <p>5年前にメンテに出して以来ですが、引っ張り出してみました。チューニングがほぼ狂ってなく、弦もあまりさびていなかったのは驚き。</p> <p>#biz #SHOWCASE #5ERAS</p>  <p>返信をさらに表示</p> <p>④</p> <p>ゆうや・S・brown @yuya_S_brown · 2020年12月9日</p> <p>返信先: @ozawakazuhitoさん</p> <p>って、事は80万以上当てたのですね!!(ɔ‿ʌ)ɔミ^` そのまま買いに行くなんて 男の中の漢ですね👉 学生時代ピクピクしながら 30万握りしめてレスポール買ひに行った自分とは大違ひ😂 尊敬します❤️</p>
⑤	<p>弁護士 小沢一仁 @ozawakazuhito · 4月18日</p> <p>インターネット上の権利侵害で刑事告訴することを考えた時、公訴時効が名義毀損で3年、侮辱で1年。個人的な経験では、よほど切迫した事件でもない限り、匿名のまま警察に相談しても消極的な態度を示されることが多い。他方で開示請求を挟むと、侮辱罪の場合、公訴時効が短すぎて実質的に対応困難。→</p> <p>このスレッドを表示</p> <p>弁護士 小沢一仁 @ozawakazuhito · 4月18日</p> <p>1年以上経って判決を取ったのが今年の1月。名義毀損の控訴時効まであと10ヶ月。しかし、得られた情報はフリーメールアドレスのみだった。しかし、原告の内容を工夫することで登録者の住所氏名等を割り出すことができ、警察の捜査で発信者であることの確認が先日取れた。しかし時効まで時間がない。→</p>

上記のいずれの表示でも、リプライは、縦棒が付されるか、返信先アカウント表示がされることで必ずリプライであることが明記され、誰に対するリプライな

のかも示される（①、③、④は返信先アカウント表示が明記され、②はリプライ先と実線でつながれているので、一見してリプライ先が特定できる。⑤は返信先アカウント表示が明記されておらず、縦棒も点線のため、リプライ先が表示されていないが、これは自身に対するリプライであることを指す。甲44-3）。

本件ツイートは、①として表示されており（甲43-1、甲8-1、甲8-2）、検索すると③として表示されることもある（甲45）。いずれの表示方法であっても、リプライであること及びそのリプライ先がゴリラであること（すなわち、被控訴人石川に対するリプライでないこと）は表示されていた。

（3）実際の被控訴人石川の引用RT（石川RT）

リプライではないツイートについては、上記の縦棒（点線の場合を含む）や返信先アカウント表示が表示されることはなく、リプライではない独立のツイートであることが表示によって明示される。

被控訴人石川のツイートも、独立のツイートが、本件ツイートを引用RTしたものであることが、明示されていた（甲43-2）。

（4）実際のツイッター上の表示と本件書籍上の表示の変更点

本件書籍（甲5・72頁）では、控訴人ツイートと石川ツイートを掲載している。しかし、以下のとおり、本件書籍は、実際のツイッター上の表示を複数変更して、控訴人ツイート及び石川ツイートを掲載している。

実際のTweet	本件書籍
<p>はるちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋活 @iroa1991 · 2019年6月7日 そして私は尋ねましたよね？それは大多数の方がそれに対して賛同するのかと</p> <p>ゴリラ@狹向文にブロックされ... @asf17074127 · 2019年6月7日 服装のTPOを決めるのに男性は関与しないんですか？</p> <p>TPOから逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？</p> <p>①縦棒 ← ②返信先アカウント表示 はるちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋活 @iroa1991</p> <p>返信先: @asf17074127さん ← ②返信先アカウント表示 (本件書籍では削除) 逆に言いますが 男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？</p> <p>控訴人のゴリラに対するリプライ (本件ツイート・甲43-1)</p> <p>④縦棒が存在しない 石川優実@#KuToo署名中止 @ishikawa_yumi そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」ならば容認するかも知れませんが、#KuToo は「男性の履いている革靴も選択肢にいれて」なので。 ⑤引用RTの表示 午後1:14 · 2019年6月7日 · Twitter for iPhone</p> <p>4件のリツイート 17件のいいね 石川IRT (甲43-2)</p>	<p>①縦棒 Tweets ← ②返信先アカウント表示 控訴人ツイート はるちゃん / ぬいぐるみ / 恋活 @iroa1991 逆に言いますが男性が海パンで出勤しても #KuToo の賛同者はそれを容認するといふこと でよろしいですか？ https://twitter.com/iroa1991/status/1136846224479272960</p> <p>④縦棒 ← ②返信先アカウント表示を削除 石川優実 石川ツイート そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」 ならば容認するかもしれないですが、#KuToo は「男性の履いている革靴も選択肢にいれて」 なので。 ⑥会話の続きと思わせる内容</p> <p>⑤引用RTの表示を削除</p> <p>③ゴリラとの会話だと指摘する 控訴人リプライ (甲9) を掲載せず</p> <p>72 控訴人の被控訴人石川に対するリプライと 被控訴人石川の控訴人に対するリプライ (甲5)</p>

(5) 控訴人ツイートの記載

控訴人ツイートは、控訴人のプロフィール画像の上に縦棒が在存することから(①)、特定のツイートに対するリプライとして表示されているが、本件ツイートにあった「返信先：@asf17074127さん」との返信先アカウント表示は削除されており(②)、実際の返信先が分からなくなっている。さらに、「ああ、あなたとはそんな話はしていませんよ？ゴリラさんが無茶なことを仰るのでそう返したのです」という石川ツイートに対する控訴人のリプライ(甲9)も掲載せず、ゴリラに対する返信であることが分からなくなっている(③)。

(6) 石川ツイートの記載

石川ツイートは、控訴人ツイートに縦棒で接続されている（④）。また、実際の引用RTの表示も省略されており（⑤）、あわせて、引用RTがリプライに変更されているといえる。しかも、石川ツイートの冒頭には、「そんな話はしていないですね。」との文言があるところ、④⑤の変更の結果、控訴人ツイートが被控訴人石川のツイートに対し、噛み合わないリプライをしたと、本来の意味とは異なる意味に読める（⑥）。

(7) 実際のツイッター上の表示との変更点

以上のとおり、本件書籍は、②④⑤において実際のツイッター上の表示を変更した。その結果、次の2（1）で後述するとおり、控訴人ツイートは被控訴人石川のツイートに対し、的外れなリプライをしたものであると、本来の意味とは異なる意味に読める表示になっている。

2 本件書籍が読者を誤読させるよう誘導するしていること（本件誘導掲載）

(1) 本件書籍（甲5）72頁について

ア 石川RTの形式変更によりリプライ先が変わること

本件では、実際には控訴人とゴリラの会話の内、本件ツイートに対し引用RTにより意見を述べることによって、被控訴人石川が、突然会話に割り込んできたという形式で表示がされている。甲9のとおり、石川RTで引用元として表示されている本件ツイートには、返信先アカウント表示としてゴリラのユーザー名（@asf17074127）が表示されているため、ゴリラとの会話に被控訴人石川が割り込んだことは表示上一見明白に理解できる。

他方で、本件書籍上の被控訴人石川のツイート（石川ツイート）では、前述したとおり、引用RTがリプライの形式に変更されており、これに伴い引用元の本件ツイートの表示が削除されている。当然、これに含まれていた返信先アカウント表示も削除されている。また、控訴人ツイートについても返信先アカウント表

示が削除されている。

さらに、縦棒がページの上から下まで直線で結ばれていることにより、石川RTが会話に割り込んできたという事実を全く読み取ることができなくなってしまい、むしろ、控訴人と被控訴人石川が、ツイッター上で継続的に会話をしていた様に読める。

イ 記載された文章と文脈

並べられた2つのツイートの記載と文脈からしても、本件ツイートは、被控訴人石川に向けたコメントであると理解され、それ以外の第三者との会話の一環であるとは理解されない。

具体的には、控訴人ツイート冒頭には「逆に言いますが」として質問を投げかけ、これに対し石川ツイートは冒頭で「そんな話しあしてないですね。」としている。これは、控訴人が被控訴人石川に対し質問を投げかけ、被控訴人石川が反応しており、控訴人と被控訴人石川の一連の会話であるとの印象を与える内容である。さらに右頁（甲5・73頁）の「会話が噛み合わない」との記載も、かかる印象を補強している。

（2）本件書籍7、58、73頁について

ア 本件ツイートが「クソリップ」とされていること

本件書籍（甲5）は、「クソリップ」を、「ツイッターの返信機能を使って、見当外れな内容や中傷的な言葉を投稿すること」（甲5・7頁）、あるいは「リプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート——いわゆる“クソリップ”」（甲5・58頁）としている。第2章は、「#KuTooバックラッシュ実録 140字の闘い」の表題を付し、「この章では、石川を攻撃したクソリップをツイッターの中から引っ張り出し」と説明した上で、72頁で控訴人ツイートを掲載している。

7頁の「ツイッターの返信機能」とはリプライを指し、58頁の「リプライ」はまさしくリプライを指している。したがって、本件書籍における「クソリップ」の

定義はふたつあるものの、いずれにせよ形式としてリプライが含まれているところ、一般的に「クソリップ」とは「クソみたいなリプライ」を略したものと理解されており（7頁にもその旨の注記がある）、ツイッターの機能の中で「リップ」と略される用語は「リプライ」以外ないことにも照らすと、「クソリップ」として扱われていることは、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであると読者が誤解するよう誘導するものである。

イ リプライであることを前提にした批判がされていること

本件書籍（甲5）73頁では、控訴人ツイートの「逆に言いますが」を受けて「逆が全然逆じゃない系」との見出しを付けて、被控訴人石川が控訴人ツイートを批判している。批判の内容には「なんで女性の靴問題の逆が水着になるんだよ 笑。全然よろしくないわ！ 「逆に」の使い方おかしいよ！ #KuTooを男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう。」との記載があるが、石川ツイートの「そんな話はしてないですね。」との記載（甲5・72頁）も相まって、当該記載は、本件ツイートが#KuTooの提唱者である被控訴人石川に対するリプライであると読める。

また、73頁では「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でもさすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな……。Twitterになると急にバグるとか？」との記載があるが、これは対面、すなわち、実際に会話相手と面向かって会話をしたときに、控訴人のような話の噛み合わないおかしな人に会ったことがないという被控訴人石川の経験を元に、これと比較して、ツイッター上での会話相手である控訴人の発言について批判を述べていると読むのが自然である。この記載を読んで、本件ツイートが全くの他人との間の会話だと読むことは、およそ不可能である。

以上のとおり、73頁の記載内容は、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであると読者を誤解させるよう誘導するものである。

(3) 小括

以上のとおり、本件書籍はあたかも本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであると読者が誤解するよう誘導するものである（本件誘導掲載）。

本件変更掲載及び本件誘導掲載により誤解される本件ツイートの意味は、実際には、ゴリラと控訴人の議論は、「匡」という別のユーザーの独立ツイートを起点にして、控訴人が職場における女性の服装コードは女性が決めているという意見を提示し、ゴリラが反論して続いているところ（甲8-2）、その中で、服装のTPOの喻えとして、控訴人が登山の時の服装として「裸足で海パン」の是非に言及し（甲8-2・8頁）、ゴリラも「職場に水着で入ってきても、男性は女性の服装に文句を言わないんですか？」（甲8-2・10頁）という質問をしている。

このように、極論を交えた議論の流れを前提に、控訴人はゴリラの質問に対する逆の例として、#kutooの賛同者は「男性が海パンで出勤」することを容認するのかという質問（本件ツイート）をゴリラに投げかけたのである。そして、この本件ツイートに、石川RTがされたのである。

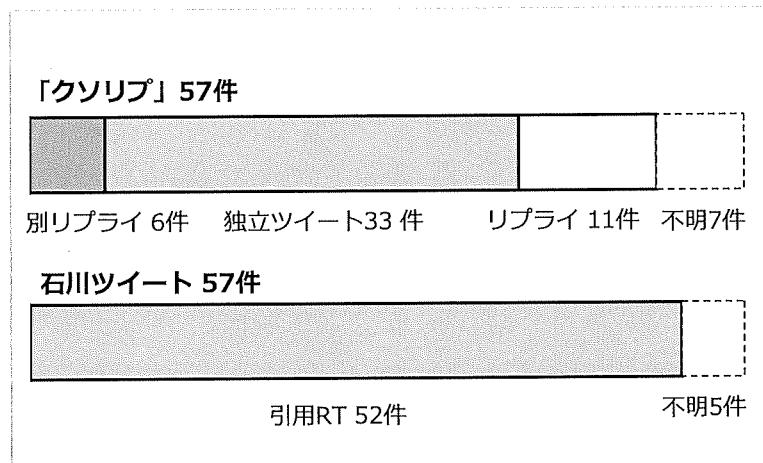
しかし、本件書籍は、このような経緯を一切無視し、本件ツイートとそれに対する石川RTという、ゴリラの関与が全くない一部のやり取りだけを切り取り、さらには石川RTをリプライの形式に変更したり、本件ツイートの返信先アカウント表示を削除するなど実際のツイートの表示とは異なる表示をし（本件変更掲載）、7頁、58頁、73頁で本件ツイートが被控訴人石川のツイートに対するリプライであると誤解するように読者を誘導している（本件誘導掲載）。

その結果、控訴人ツイートは、控訴人が被控訴人石川に対し、男性が海パンで職場に出勤することの是非を質問したという、本件ツイートの本来の意味とは異なる意味で読者に理解されることになる。

3 本件ツイート以外の問題

(1) 本件ツイート以外にもツイートの形式が変更された例があったこと

前記2(2)アで(15頁)前述のとおり、本件書籍は、リプライ形式ではないツイートを、「クソリプ」(クソみたいなリプライ)と称して、リプライの形式で掲載している。本件書籍は第2章では57件のツイートを掲載しているが(甲46)、別紙のとおり、そのうち33件(形式が判明した50件の中の78%、全57件中の68.4%)はリプライ以外の形式であり、リプライは7件(形式が判明した50件中の14%、全57件中の12.2%)だった。また、被控訴人石川のツイートは、確認できている52件中全件が引用RTの形式であり、これがリプライの形式に変更されていた(甲47-1~甲47-39、甲48-1~甲48-38、甲49-1~甲49-13)。



このように、本件変更掲載は、本件書籍の意図的、常習的な編集手法であり、例外的な現象であるとか、偶然生じたミスではない。それは、本件書籍の編集方針そのものだったのである。そして、本件ツイートは本件変更掲載の悪質な一例に過ぎない。

本件書籍においては、本件形式変更がされたその他の例について、一審訴状12~14頁に4件を例示しているが、その中には、形式をリプライに変更されたにとどまらず、引用元の記事のリンクを削除するなど、ツイートの内容自体を変更したりして、ツイートの本来の意味を読者が誤解するように誘導するもの(本件誘導掲載)も含まれている(訴状12~14頁の①~③)。なお、同④は被控訴人石川に

対するリプライであるが、これに対する被控訴人石川引用RT本文に、特に注記もなく加筆がされている（甲26、甲5・114頁）。この加筆部分は、被控訴人がクソリップに、「冷静に、真っ当に、あざやかにリプライしていく」という本件書籍58頁の記載が実際にそうであったことを強調するものである。）。これらの事実関係について、被控訴人らは前後の主張と一括して「争う」と認否するのみであり（一審答弁書5～6頁）、特に具体的には事実及び評価を争っていない。

（2）本件掲載と類似の例

訴状12～14頁でも述べたとおり、本件書籍では、本件ツイート以外にも、本件変更掲載及び本件誘導掲載と類似する手法によって、読者にツイートの意味を誤解させる形で掲載された例がある。改めて簡潔にまとめると、以下のとおりとなる。なお、7頁、58頁で「クソリップ」が取り上げられているところで、掲載されているツイートが被控訴人石川に対するリプライであると誤解されること（本件誘導掲載の一環である。）は本件ツイートと同様なので、割愛する。

- ・ 訴状12頁①：70頁で、本来独立ツイートなのに、プロフィール画像の上まで縦棒を引かれることで、他人に対するリプライであると表示された。本来は#KuTooの署名サイト（change.org）の画像を批判する意味であったが、同サイトへのリンクや画像に対する批判部分が削除され、同サイトへの批判であることを読み取れなくされた（甲16）。被控訴人石川の引用RTがリプライの形式に変えられた（甲18）（以上について、本件変更掲載と類似）。
71頁で、「こういうリップを平気で飛ばしてくる人」と、独立ツイートなのに被控訴人石川に対するリプライであると読者が誤解するよう誘導する記載がされた（本件誘導掲載と類似）。
- ・ 訴状13頁②：76頁で、本来独立ツイートなのに、プロフィール画像の上まで縦棒を引かれることで、他人に対するリプライであると表示された。本来は毎日新聞のオンライン記事に対して意見を述べ

ただけであったのに、記事へのリンクや記事のタイトルを引用した部分が削除され、同記事に対する意見であることを読み取れなくされた（甲19）。被控訴人石川の引用RTがリプライの形式に変えられた（甲21）（以上について、本件変更掲載と類似）。77頁で、「精神論で説得する系」との見出しを付けられ、独立ツイートなのに被控訴人石川に対するリプライであると読者が誤解するよう誘導する記載がされた（本件誘導掲載と類似）。

- ・ 訴状13頁③：124頁で、本来独立ツイートなのに、プロフィール画像の上まで縦棒を引かれることで、他人に対するリプライであると表示された。本来はブログ記事の一部をそのまま引用しただけであったのに、記事へのリンクや記事のタイトルを引用した部分が削除され、個人の意見であるかのような表示をされた（甲22、甲23）。被控訴人石川の引用RTがリプライの形式に変えられた（甲25）（以上について、本件変更掲載と類似）。125頁で、「私へのツイート」と、被控訴人石川に対するリプライであると虚偽の事実を明記して、被控訴人石川に対するリプライであると読者が誤解するよう誘導した（本件誘導掲載と類似）。

（3）小括

以上のとおり、本件書籍には、本件ツイート以外にも本件変更掲載及び本件誘導掲載と類似する手法により、ツイートを本来の意味とは全く異なる意味に読者を誤解させる例が複数あった（但し、上記3つの例が全てではない。）。

第3 公正な慣行に合致しないこと

1. 公正な慣行の立証責任

原判決は、書籍にツイートを引用する場合は、公正な慣行が確立していないと

して、社会通念を基準としている（原判決21頁）。しかし、上記判断は、安易に一般的・抽象的な基準を採用して、ほぼ無条件で引用要件を肯定するものであつて、到底是認できない。

引用は、著作権侵害の主張に対する抗弁であり、その要件である「公正の慣行に合致すること」は、著作権引用を正当化する権利障碍事実であつて、引用を主張する者（本件では被控訴人ら）が主張立証責任を負う。この点について、知財高判平成30年8月23日・平30（ネ）10023号は、以下のとおり判示している。

著作権法32条1項は、飽くまで著作権行使の制限規定である以上、その適用については、基本的に適用を主張する側が要件充足の主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

すなわち、被控訴人らは、公正な慣行を基礎づける具体的な事実（権利障碍事実）を主張し、立証してはじめて、当該慣行を基礎に要件該当性が判断される。

被控訴人石川は、前述したとおり、石川ツイートの形式を引用RTからリプライに変更する、返信先アカウント表示を削除するなどした（本件変更掲載）。

したがって、控訴人は、本件変更掲載が許容されるという慣行が存在し、かつ、それが公正であることを基礎づける事実を主張立証する責任を負う。慣行が不明なら、安易に慣行を認めるべきではなく、厳格に対応すべきであり（金井重彦・小倉秀夫著『著作権法コンメンタル改訂版Ⅱ』103, 104頁、甲50）、被控訴人らにおいて公正な慣行を主張立証することができないときは、適法引用の要件を満たしていないというべきである。そして、本件において被控訴人らは、公正な慣行の存在や、本件ツイートの掲載がこれに合致することを何ら主張立証していない。

原判決は、ツイートを書籍に引用する場合の公正な慣行は確立していないとしつつ、社会通念上相當であると判示したが、そのこと自体何ら被控訴人らが主張立証したものではなく、その内容も、「本件書籍における本件ツイートには、控

訴人のアカウント名、ユーザー名及びツイートのURLとともに、その全文を掲載していることや、本文が3行であることからすると、読者が本件ツイートの趣旨を理解するためには全文を掲載する必要があったこと」（原判決21頁）と、本件の問題の本質（本件変更掲載すること及びその弊害）を無視したものであるから、不当である。

2 実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣習が存在したこと

(1) ツイッターの規約

ツイッターは、「今」起きていることや、人々が「今」話していることを見つけることを見つけるためのサービスであり（甲51：ツイッターホームページ）、ツイートの引用にあたっては、改変せずにツイートどおりに掲載することが重視されるのである。

具体的には、以下の規約が挙げられる。

- ・ **ブランドガイドライン（甲52）**

他人のツイートを使用するにあたり、「ツイートはTwitterの中心であり、各自のリアルな声がTwitterというプラットフォームを構成しています。マーケティング目的でツイートを表示する場合は、実在するツイートを使用してください。ツイートの内容は原文どおりに引用し、変更、編集、改ざんをしないでください。」、「ユーザー名、本名、ハッシュタグ（大文字、小文字、数字、アンダーラインなども含む）は変更しないでください。」との記載がある（10頁）。

- ・ **Display Requirements: Tweets（甲53）**

「General principles and Tweet anatomy」（一般原則とツイートの構造）

Tweets are one of our most visible brand elements, so it's important that they are presented correctly. (ツイートは私たちの最も目に見えるブランド要素の1つであるため、正しく表示されることが重要です)

Do:

Display real, unmodified Tweets from real accounts. (実際のアカウントからの実際の変更されていないツイートを表示します)

Don't:

...Modify Tweet text. (ツイートテキストを変更しないでください)

「Online display / Mobile, web, and beyond」（オンライン表示／モバイル、ウェブ、その他）

To ensure every Tweet is displayed optimally, we strongly encourage using embedded Tweets, embedded timelines, and/or Twitter Kit. (すべてのツイートが

最適に表示されるようにするには、埋め込みツイート、埋め込みタイムライン、Twitterキットを使用することを強くお勧めします)

If it is not possible for you to use our embedding features, you must follow the requirements below when displaying Tweets and timelines online. (埋め込み機能を使用できない場合は、ツイートとタイムラインをオンラインで表示するときに、以下の要件に従う必要があります。)

The Tweet text must be displayed on a line below the author's display name and @username, and may not be altered or modified. (ツイートのテキストは、作成者の表示名と@usernameの下の行に表示する必要があります、変更または変更することはできません)

Follow guidelines for displaying replies. (返信を表示するためのガイドラインに従ってください)

「Broadcast display / 15 minutes of fame」 (放送表示 / 15分の名声)

Do:

Show the user's full name, @username, Tweet text, and profile picture. (ユーザーのフルネーム、@username、ツイートテキスト、プロフィール写真を表示します。)

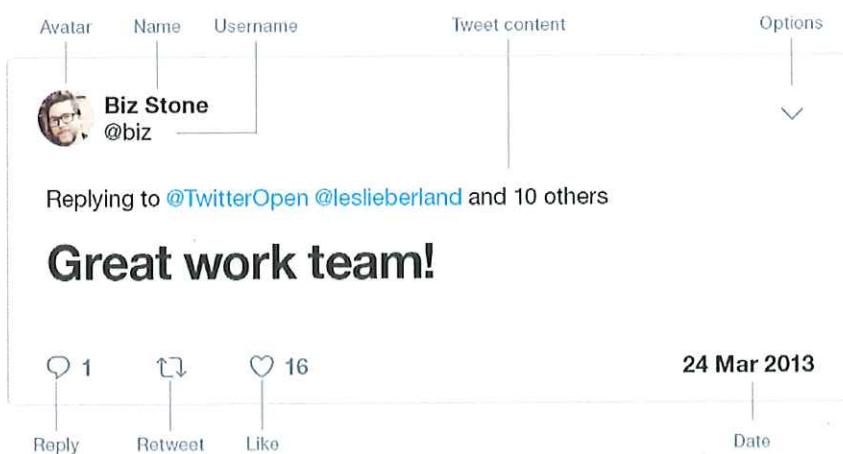
Don't:

Delete, obscure, or alter the Tweet content or identification of the user (with the exception of removing hyperlinks). (ツイートの内容またはユーザーのIDを削除、隠蔽、または変更をしないでください (ハイパーリンクの削除を除く))

Display requirements: Replies (甲54)

Please follow the following guidelines for displaying replies. (返信を表示するには、次のガイドラインに従ってください。)

For a default reply: (デフォルトの返信の場合 :)



For a Quote Tweet: (引用ツイートの場合 :)



以上によれば、ツイッターではツイートをそのままの状態で引用することが重要視されているし、ツイートの形式を変更することも認められていない。ツイッターの規約は、ツイッターユーザーに対し法的拘束力があり、事実上のガイドラインの機能も有しているので、公正な慣行の認定において斟酌される。また、本件書籍発行後に改正等された規約については、その前から通用している慣行を明確化したに過ぎないので、本件掲載当時の公正な慣行の認定の参考になる。

(2) 書籍の実例

ア ツイートを引用した印刷物の出版の実情

書籍等の印刷物がツイートを掲載している実例として多いのは、筆者のツイートを掲載する書籍（以下「自己ツイート書籍」という。）と、許諾を得て第三者ツイートを掲載する書籍（以下「許諾ツイート書籍」という。）がある。

自己ツイート書籍の例は、藤井巣喜・板東忠信著「トランプの最後通牒 墓穴を掘った習近平」（甲55）96頁、などである。筆者のツイートは、特に著作権法上の制約がなく、利用に際し許諾を得る必要もなく、しばしば形式も自由に変更して書籍に掲載される（本件書籍の石川ツイートの部分も、これに類似する側面がある。）。

許諾ツイート書籍の例は、毎日新聞取材班著「SNS暴力 なぜ人は匿名の刃をふるうのか」（甲56）196頁、新井達也著「Q&A令和3年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響」（甲57）126頁などである。他者のツイートを書籍に掲載する場合、たとえツイートの形式を変更するものであっても、そのことについてあらかじめ許諾を得ておけば、特に著作権侵害の問題は生じない。

それでも、引用に必要な範囲でスクリーンショット画像を使用するなどして、機械的正確さでもって、実際の表示と全く同じ表示で掲載しているものが多い。その理由は、引用とはそもそも、研究や批判等の目的で他の著作物を利用するものであるから、実際のものと全く同じ表示でなければ研究等の前提が崩れかねないため意味がないこと、読者の誤解を招くような体裁で掲載してしまっては、書籍の本来の趣旨が読者に伝わらなくなるし、他人の許諾を得て利用する場合には、許諾の範囲を超える利用に当たりかねず、著作権侵害の問題が生じ兼ねないことから、これを避けるためである。

イ 他人ツイート引用書籍の少なさと実例

本件書籍から参考になるのは、許諾を得ないで他人のツイートを掲載（引用）する書籍（以下「他人ツイート引用書籍」という。）の事例である。

まず、他人ツイート引用書籍の実例は少ない。特に、まとまった量の他人のツイートを引用して、論評・批判するような書籍は、控訴人側で調査した限り、日本ではほとんど発行されていないのである。

そのような書籍が少ない理由が分かる実例として、『アホ男子かるた』がある。これは、「#アホ男子母死亡かるた」というハッシュタグで様々なツイートが投稿されたことから、そのツイートを集めて出版する企画だったが、投稿者の許諾を得ない出版が批判されることから、出版は断念された（甲58：「アホ男子かるた」発売延期のお詫び）。

このように、他人ツイート引用書籍の出版は事実上困難な面があり、仮に出版するのであれば、他人のツイートの著作権を侵害して被害を与えることがないよ

うに、引用要件を慎重に遵守する必要がある。そして、今までに、他人ツイート引用書籍の出版の例は多くない。すなわち、事例の集積により、公正な慣行で許容されている領域は限られているのである。

そして、本件書籍以外の他人ツイート引用書籍としては、鹿砦社特別取材班著「真実と暴力の隠蔽」（甲59）19、21、45、79～85、87～90、92頁、同著「ヘイトと暴力の連鎖-反原連-SEALDs-しばき隊-カウンター」（甲60）、さはらえり著「ネット社会と闘う ～ガラケー女と呼ばれて～」（甲61）32頁、甲55の85、97頁、太田出版「クイックジャパンvol.130」（甲62）などがある。これらは、ツイッターの表示をスクリーンショット機能を用いて撮影した写真をそのまま掲載している。引用されているツイートがリプライであるときは、リプライ先もそのまま掲載しているし、他人のツイートを引用RTする場合は、引用先に対するリプライの形式に変更することなく、引用RTの形式のまま掲載している。

また、やや特殊な類型として、ツイッターの解説本の類型がある（甲63：LINE,Facebook,Twitter,Instagramの「わからない！」を全部解決する本 完全版、甲64：Twitter完全マニュアル [第2版]）。基本的には、ダミーのアカウントのツイートを掲載することが多いが、実在のツイートを例として掲載することもある（甲65：ゼロからはじめるTwitterスマートガイド[改定2版]）。後者の場合、ツイートが原文のとおりスクリーンショットで掲載されることが通例となっている。

（3）書籍にツイートを引用する場合の公正な慣行

(1)で前述したとおり、ツイッターでは規約等により、原文どおり改変しないことが求められており、ツイートの形式変更も明示的に禁止されている。また、(2)で前述したとおり、他人のツイートを許諾なく印刷物に掲載する場合はスクリーンショットを掲載することが通例である。その理由は、1ツイートは140字が上限であり、短文のため、そのまま掲載することが容易であることや、短文ゆえに、その意味を解釈するのに形式面の表示も重要な意味を持つからである。

以上によれば、ツイートを書籍に引用する時には、実際のツイッター上の表示をそのまま掲載することが、公正な慣行として認められるというべきである。

また、その一内容として、リプライや引用RT等による会話の一部を抜粋して掲載する時は、掲載する全てのツイートについて、実際のツイッター上の表示をそのまま掲載することも求められるというべきである（引用対象のツイートをそのまま掲載しても、前後のツイートの形式を変えられると、引用対象のツイートの意味が変わることが考えられるため。）。

なお、掲載に際して必ずスクリーンショットを使用しなければならないということまで公正な慣行に含まれると主張するものではないが、スクリーンショットを使用しない場合は、これに代わる程度の正確な表示が求められるというべきである。

第4 本件書籍は公正な慣行と正当な目的をみたさない（原判決の誤り）

1 公正な慣行と合致しない

（1）控訴人の主張

第3（20頁以下）で前述したとおり、ツイートを書籍に引用する時には、実際のツイッター上の表示をそのまま掲載することが、公正な慣行として認められるというべきである。

反対に、本件で、返信先アカウント表示を削除したり、石川RTの形式をリプライに変更するなどしたことが公正な慣行に合致するとの主張立証はされていない。

したがって、本件ツイートの引用は、公正な慣行に合致しない。

（2）原判決の誤り

原判決は、①公正な慣行が確立されていない、②公正な慣行が確立していない場合には、社会通念上相当であれば公正な慣行に合致する、③控訴人アカウント

名、ユーザ名、URL及び全文の記載、掲載形式・外観から他人のツイートの引用を分かることで、全文の引用が必要、という事情を挙げて、公正な慣行に合致すると判断している（原判決21頁）。

また、原判決は、引用の正当な理由との関係で、控訴人の本件変更掲載及び本件誘導掲載の主張については、④本件書籍の引用対象が被控訴人石川に対するリプライに限定される合理的な理由はない、⑤本件書籍の体裁は、本ツイートと被控訴人ツイートを対比するためのもので相当である、⑥被控訴人石川が意図的に石川に対するリプライの体裁を作出した（すなわち、被控訴人石川にリプライ先を変更した）とも解せないとして、控訴人の主張を排斥した（原判決24～25頁）。これらのうち、⑤⑥は、公正な慣行の範囲内であると認める理由付けにもなり得ると思われる。

ア 公正な慣行に合致しない（①②）

第3の1（20頁以下）で前述したとおり、公正な慣行の立証責任は被控訴人らにあり、本件では、被控訴人らが、返信先アカウント表示を削除したり、石川RTの形式をリプライに変更するなどしたことが許容されるという公正な慣行を基礎づける事実の存在について立証責任を負っている。そして、上記の慣行は存在せず、逆に、ツイートを書籍に引用する時には、実際のツイッター上の表示をそのまま掲載することが、公正な慣行と認められる。

以上によれば、本件ツイートの掲載は、ツイートを書籍に引用する際の公正な慣行に合致しない。

イ 社会通念上相当とはいえない（③）

仮に、社会通念を基準に公正な慣行の範囲を決するとしても、本件変更掲載は社会通念に照らして相当とはいえない。

そもそも著作権法32条は、著作権の保護を図りつつ、文化的所産としての著作物の公正な利用を可能ならしめるための規定である（東京地判平成11年8月31日・判時1702号145頁・脱ゴーマニズム宣言事件地裁判決）。

そうすると、本件変更掲載のような、引用対象ツイートの意味を誤解させるような変更は、著作物の文化的所産としての側面を失われるものであるから（意味が変えられてしまうと、表現自体が変わってしまうため、文化的所産としての著作物の利用の前提が失われる。）、社会通念上相当な慣行とは到底言えない。

ウ 小括

上記①～③に加えて、⑤について2 (2) ウで、⑥について2 (2) ア (ア) で後述するとおり、いずれも原判決の判断は誤りである（なお、上記のうち④については2 (2) ア (イ) で後述するとおり失当だが、これは公正な慣行とは関係がないと思われる。）。

したがって、本件掲載は、公正な慣行に合致しない。

2 引用の目的上正当な範囲内とはいえない

(1) 控訴人の主張

本件変更掲載及び本件誘導掲載によれば、本件ツイートを引用した目的は、本件ツイートの意味を読者に誤解させた上で、誤解した意味に基づき控訴人を揶揄することにあったのであり、引用目的は不適切である。

引用目的が被控訴人石川や#KuTooに対する批評を批判するものだとしても、本件ツイートは被控訴人石川や#KuTooに対する批評ではないので、目的に照らし正当な範囲に含まれない。

仮に本件ツイートが被控訴人石川や#KuTooに対する批評だとしても、引用目的に照らすと、単なる批評は引用対象ではないため、本件ツイートの掲載は目的に照らし正当な範囲に含まれない。

したがって、本件ツイートの本件書籍への掲載は、引用の目的上正当な範囲ではないので、引用の要件を満たさない。

(2) 原判決の誤り

原判決は、著作権法32条1項の「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」について、(a)引用の目的の内容及び正当性、(b)引用の目的と引用された著作物との関連性を満たすとした（22～24頁）。

しかし、原判決の判断は誤りである。

ア (a)引用の目的の内容及び正当性について

原判決は、本件ツイートを引用する目的は、本件活動を非難、中傷等するツイートを批評するという点にあり、その目的に不相当・不適切な点はないとうべきであると判示した（原判決22頁～23頁）。

(ア) 本件掲載の引用目的が不適切であること

しかし、前述したとおり、被告訴人らは本件変更掲載（返信先アカウント表示の削除、存在しない縦棒の表示等）をし、文脈上、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであるかのような表示を本件書籍上でしました。

また、前述したとおり、被控訴人らは本件誘導掲載をすることで、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであると読者を誤解させるよう誘導した。

そのうえで、被控訴人石川は、本件書籍73頁において、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであることを前提に、本件ツイートを批判し、控訴人が話の噛み合わないおかしな人物であるとの意見を述べた。

そして、前述したとおり、このような掲載の仕方は、本件ツイート以外にも複数行われている。その内容は、「被控訴人石川に対するリプライだと勘違いした」「ツイートの趣旨を勘違いした」と弁解できるものでは全くない。明らかに、被控訴人石川に対するリプライでないものを、そうであると見せかけ、そのうえで引用されたツイートやその投稿者を揶揄・批判することで、本件書籍58頁に記載されているような、（クソリプ、すなわち被控訴人石川に対するクソみたいなリプライに対し）「冷静に、真っ当に、あざやかにリプライしていく」被控訴人石川像を作出する目的で、意図的に行われている。このような目的が、引用の目

的として適切であるはずがない。明らかに不適切である。原判決は、本件書籍の問題点に正面から向き合わないものであり、不当である。

(イ) 原判決が示す本件掲載の目的は広すぎること

本件書籍（甲5）58～59頁には、以下のような記載がある（下線部はいずれも控訴人代理人による）。

- ・ 「彼女へのリプライや引用リツイート機能による誹謗中傷」
- ・ 「#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート」
- ・ 「『たかが靴ごときで』『男性だって辛いんだ』などの言葉で女性の苦痛を蔑み、石川優実の過去のグラビア活動を持ち出しながら『靴を脱ぐ前に服を着ろ』といった激語で彼女を傷つけた」
- ・ 「相手は『自分が絶対的に正しい』と言わんばかりに、どうにか石川を遣り込めようと執拗に攻撃し、言い負かせなくなると論点をずらしてさらに食い下がる。石川から返答がない『反論できない』とする幼稚な思考、上から目線の語気、むきだしのミソジニー感情」
- ・ 「また、グラビア時代のファンでなければ所有していないと思われる、男性の性欲を満たすための雑誌や写真集の画像を無許可で貼り付け、『こんな仕事をしていたくせに』といった中傷的な書き表しで投稿・拡散する人びとも目立った。」
- ・ 「2016年、小金井市でシンガーソングライターの女性が男性ファンから刺傷される事件があった。」
- ・ 「石川優実を過剰に非難する人たち」
- ・ 「この章では、石川を攻撃したクソリプをツイッターの中から引っ張り出し」

これらの記載によれば、本件引用の目的は、被控訴人石川や#KuTooに対する単なる批評ではなく、#KuToo誹謗中傷や、被控訴人石川の生命身体の安全を脅かすような悪質なツイートを批評、記録する点にある。

原判決は、被控訴人石川や#KuTooに対する単なる批評を含む点で、本件引用の目的を広く捉えすぎており、失当である。

イ (b)引用の目的と引用された著作物との関連性がないこと

原判決は、控訴人とゴリラの会話は「染矢」というユーザーの「#KuTooに反発する人へ」と題するツイート（甲8-2）を起点にし、ゴリラの主張への批判、反論として本件ツイートが行われていることやその記載内容から、本件ツイートは「本件活動を非難、中傷等するツイート」であって、本件引用の目的と関連すると判断している（原判決23頁）。

しかし、下記のとおり、上記判断は誤りである。

(ア) 本件ツイートは#KuTooに対する批評ではないこと

本件ツイートは、ゴリラの、（職場の服装のTPOを職場の女性が決めるのであれば、職場の女性が決めたのだから）女性が水着で職場に入ってきたときも、男性は文句を言わないのかという質問に対し、職場の女性が水着で出勤することをTPOとして決めることなどあり得ないであろうこと、そのような極端な例をあげたところで無意味であることをゴリラに理解させるために、女性が水着で職場に入ってくることの真逆の事例として、男性が海水パンツ（水着）で職場に出勤することをあげ、#kutooの賛同者であるゴリラはこれを容認するのかと逆質問をした。

この逆質問は、女性の職場における靴問題に関する運動である#KuTooの賛同者であれば、男性が海水パンツで職場に出勤することを容認するはずがない、#KuTooの賛同者であるゴリラであればそう認識するはずであり、控訴人の逆質問が意味のない質問だと理解できるはずである、そのため、ゴリラが示した、女性が水着で職場に入ってくることに男性は文句を言わないのかという質問も、控訴人の逆質問と同じように意味のない質問だと理解できるはずであるという意図のもとでされたものである。

あくまでも、ゴリラとの間でされていた、職場における服装のTPOに関する議論の中で、「#KuTooの賛同者であればこう考えるはずだ」との文脈で「#kutooの賛同者」という言葉が用いられたものに過ぎず、控訴人はこの会話において、#KuTooの是非等には一切触れていない。

以上によれば、本件ツイートは、そもそも#KuTooに対する批評に当たらない。よって、引用の目的と引用された著作物との関連性がない。

(イ) 単なる批評である本件ツイートは本件掲載の目的に含まれない

ア(イ)で前述したとおり、本件引用の目的には、被控訴人石川や#KuTooに対する単なる批評は含まれない。

仮に本件ツイートが#KuTooに対する批評の趣旨を含むとしても、被控訴人石川ないし#KuTooに対する誹謗中傷や、被控訴人石川の生命身体の安全を脅かすような悪質なものでないことは文脈上明らかであるから、本件ツイートは#KuTooに対する単なる批評に過ぎず、本件掲載の目的に含まれない。

よって、引用の目的と引用された著作物との関連性がない。

ウ 控訴人の主張について

原判決は、④本件書籍の引用対象が被控訴人石川に対するリプライに限定される合理的な理由はない、⑤本件書籍の体裁は、本ツイートと被控訴人ツイートを対比するためのもので相当であり、⑥被控訴人が意図的に石川に対するリプライの体裁を作出したとも解せないとして、控訴人の主張を排斥した（原判決24～25頁）。

このうち④については、そうであるからといって、前述2(2)ア(イ)の記載からすれば、単なる批評を引用対象に含んでいるとは考えられない。

さらに、⑤については、対比するだけであれば、ツイッター上でリプライを示すことが周知されている縦棒を引く必要が無い。縦棒を引いたのは、控訴人と被控訴人石川の会話であると誤解させるためのものである。

そして、⑥については、2(2)ア(ア)においてその誤りを指摘したとおりである。

(3) 小括

以上のとおり、本件変更掲載及び本件誘導掲載や、本件ツイート以外の例を見れば、本件ツイートの引用は、被控訴人石川に対するリプライでないものを、そうであると見せかけ、そのうえで引用された本件ツイートやその投稿者である控訴人を揶揄・批判することで、本件書籍58頁に記載されているような（クソリプ、すなわち被控訴人石川に対するクソみたいなリプライに対し）「冷静に、真っ当に、あざやかにリプライしていく」被控訴人石川像を作出する目的で、意図的にされたことが明らかであり、当該目的は不適切というほかない。

また、本件ツイートは、そもそも#KuTooに対する批評には当たらず、仮に批評の趣旨を含むとしても、誹謗中傷等の程度には至らない単なる批評に過ぎないのであって、本件引用の目的には含まれないから、引用の目的と引用された著作物との関連性がない。

よって、本件書籍に本件ツイートを引用したことは、引用の目的上正当な範囲内とはいえない。

3 引用要件を満たさない

以上のとおり、本件書籍に本件ツイートを掲載したことは、ツイートを書籍に引用する場合の公正な慣行に合致せず、社会通念上も公正な慣行に合致しないものであり、引用の目的上正当な範囲内ともいえないものであるから、引用の要件を満たさない。

よって、本件書籍は控訴人の著作権（複製権）を違法に侵害するものである。

第5 同一性保持権を違法に侵害すること

1 本件ツイートを「改変」したこと

前述したとおり、本件変更掲載により、実際には本件ツイートがゴリラに対するリプライであるのに、被控訴人石川に対するリプライであるかのように掲載されている。

その結果、ゴリラの質問（女性が職場に水着で入ってくることについて男性は文句を言わないのか）に対して、控訴人が逆質問（男性が海水パンツで出勤することを#kutooの賛同者はこれを容認するのか）をしたという本件ツイートの表現の意味が、女性の靴問題について発言している被控訴人石川に対し、控訴人が的外れな質問したという表現に変更された。

このような、表現の内面的な意味を変更することは、著作権法20条1項の「変

更、切除その他の改変」に該当する。

また、原判決は、本件ツイートの「#kutoo」を、本件書籍で「#KuToo」としたことが誤記に過ぎないとして、控訴人の主張を排斥した。

しかし、前述したとおり、本件書籍では、被控訴人石川に対するリプライではないものをリプライであると読者に誤解させるよう誘導している部分が多数見られることからすれば、単なる誤記とは到底考えられない。

また、この点については、そもそも大文字であろうと小文字であろうと、「#●●」という文字列を見たとき、読者はこれがハッシュタグであると認識する。そして、ハッシュタグは、ツイッター検索に表示されやすくするものであり（甲66：ハッシュタグの使用方法）、拡散の意味を持つため、読者は、当該ハッシュタグを含むツイートは、他人に広く拡散させるためにされたものだと認識する。

しかし、本件ツイートの「#kutoo」は、ハッシュタグ化していない（甲8-1の8頁に表示されている本件ツイート該当部分が、ハッシュタグを示す青文字になっていない。）。したがって、本件ツイートは拡散の意味を持っていない。

それにも関わらず、本件書籍72頁（甲5・72頁）では、本件ツイートの「#kutoo」が実際にはハッシュタグでないことについて、スクリーンショット画像を用いたり、注記したりして明確にすることなく、漫然と「#KuToo」という文字列で掲載した（なお、甲6、甲9、甲48-1～5、7～12、14、16、17、19、20、22、23、25、26～28などからも明らかなどおり、被控訴人石川が「#KuToo」（KとTが大文字）という文字列をツイッターで使用するとき、全てハッシュタグになっているため、「#KuToo」という文字列には、ハッシュタグ、すなわち拡散の意味づけがより強くされている。）。

以上によれば、控訴人ツイートは、本件ツイートに拡散の意味を付加する点で、表現の意味に変更が加えられているため、著作権法20条1項の「変更、切除その他の改変」に該当する。

2 「やむを得ない改変」にあたらないこと

次に、同法20条2項4号の「やむを得ない改変」が問題になるが、脱ゴーマニズム宣言控訴審判決（東京高判平成12年4月25日・平成11（ネ）4783号）では、コマの配置変更は縮小表示を避ける都合上必要であるという被告主張に対し、被告の引用は、引用先と同じものとして理解できるとしながら、引用先と同じ配列で掲載する方法（縮小表示、掲載場所周辺の空白を使用する方法、1頁を全て使う方法、複数の頁を使う方法）を列挙した上で、やむを得ない改変に該当しないと判断した。

本件掲載でも、本件変更掲載を行わなければならぬ理由はなにもないし、被控訴人らも何ら主張していない。また、縦棒を表示しない、ゴリラに対するツイートであることを注記する等の方法により、改変を避けて、本件ツイートの形式をそのまま保存して掲載することは十分可能だった。

また、スクリーンショット画像を掲載したり、注記したりすることで、本件ツイートの「#kutoo」がハッシュタグになっていないことを明示することも十分可能であった。

したがって、本件書籍における掲載は「やむを得ない改変」にはあたらない。

3 小括

よって、控訴人の意に反して本件変更掲載をしたり、ハッシュタグでないと注記することなく漫然と「#KuToo」と表示することは、控訴人の同一性保持権を侵害する。

第6 名誉感情を違法に侵害すること

1 控訴人の主張

前述したとおり、本件書籍では、読者が本件ツイートのリプライ先や意味を

読者が誤解するような体裁で本件ツイートが掲載されている。

そのうえで、被控訴人石川は、本件書籍（甲5）73頁で、女性の靴問題について、「逆に」として、男性が海水パンツで職場に出勤するという極端な例を用いて#KuTooを批判したことについて、「会話が噛み合わない」「へんてこりんな人」「Twitterになると急にバグる」などと控訴人を揶揄した。

女性の靴問題に関する#KuTooについて、提唱者である被控訴人石川に対し、その「逆」として、男性が海水パンツで職場に出勤することを容認するか質問するという控訴人の行動は、それ自体控訴人が通常人の感覚や常識を持ち合わせていない人物であるとの印象を与えるものであり、控訴人の名誉感情を侵害するものである。

そのうえ、本件書籍上では、控訴人からの外れな質問をされたとされる被控訴人石川本人から「会話が噛み合わない」「へんてこりんな人」「Twitterになると急にバグる」などと揶揄されているが、これは、上記の控訴人が通常人の感覚や常識を持ち合わせていない人物であるとの印象を強調するものであるし、その文体からすると、小馬鹿にされているような印象を受けるため、やはり控訴人の名誉感情を侵害するものである。

そして、先に「女性が水着で職場に入ってくる」という例を持ち出したゴリラに対し、その逆として「男性が海水パンツで職場に出勤する」という例を持ち出して、ゴリラがいかに無意味な質問をしているのか理解させようとした本件ツイートの本来の意味は、特に不自然なものではなく、控訴人がおかしな人物であるかのような印象を持たれないものであること、それにも関わらず、本件書籍では控訴人が通常人の感覚や常識を持ち合わせていない人物であるかのように扱われたこと、本件ツイートの意味を読者に誤解させる原因を作った被控訴人石川本人から、「会話が噛み合わない」「へんてこりんな人」「Twitterになると急にバグる」などと揶揄されたこと、被控訴人石川が著名人であり、社会的影響力が大きい人物であることからすると、控訴人の受けた名誉感情の侵害は、

社会的に許容される範囲を超えるものであることが明らかである。

よって、本件書籍は控訴人の名誉感情を違法に侵害するものである。

2 原判決の判断

この点について原判決は、「会話が噛み合わない」などの表現は控訴人の社会的評価を低下させるものではなく、仮に「へんてこりんな人」「Twitterになると急にバグる」などの表現が名誉感情を侵害するとしても、「これらの記載の趣旨は、本件活動が女性の靴問題にあるにもかかわらず、本件ツイートが海水パンツで男性が出勤するという女性の靴問題とはかけ離れた極端な状況を例として本件活動を批判していることについて、『逆に』という表現の使い方も含め、その趣旨が通常人の感覚や認識と乖離しており、その発想が理解し難いという点にあるものと考えられる」から、社会通念上許される範囲を超える侮辱には当たらないと判示した（原判決27頁）。

この原判決の判断は、あくまでも本件ツイートが、女性の靴問題に対して男性が海水パンツで職場に出勤するという的外れな例を用いて#KuTooを批判していることを前提にしているものである。しかし、上記のとおり、本件ツイートは#KuTooを批判するものでもなければ、女性の靴問題の反対の例として男性が海水パンツで職場に出勤することを示したものでもない。ゴリラの質問に合わせて逆に極端な質問をしただけである。したがって、原判決の判断は前提に誤りがあるため成り立たない。

第7 結語

以上のとおり、原判決は誤りであるから、取り消されるべきであり、控訴人の請求は、全部認容されるべきである。

III. 請求原因の追加

本件では、本件書籍が、長期にわたりツイッター上で活動している控訴人の社会的評価を低下させるものともいえるので、名誉権侵害及び名誉声望保持権侵害について、請求原因を加える。

第1 名誉権侵害

1 同定可能性

本件では、控訴人は匿名アカウントを用いてツイッター上で活動をする人物である。

この点、ツイッターは、実社会人の社会活動等に極めて密接かつ重要な意味を持つに至っている。

すなわち、ツイッターには、日本国内で約4500万人のアクティブユーザーがあり、男女問わず、広い世代に利用されている。利用目的として、ユーザー間における交流や、情報発信、仕事に関するコミュニケーション等、社会活動に密接した利用がされている（甲67：「【2021年2月更新！】データからみるTwitterユーザー実態まとめ」と題する記事）。

また、匿名掲示板とは異なり、ひとつのアカウントに、ユーザーのツイッター上における活動が全て紐付いているため、ユーザーはツイッター上で、ひとつの人格を形成している。

このような場における活動は、少なくともそれが長期に及び、かつ、その間継続的に活動し続けている場合には、もはや実社会上の活動の一部、あるいは実社会上の活動と同視できるものであり、匿名のアカウント名を用いてツイッター上で活動する個人としての社会的評価は、戸籍上の氏名を使って社会活動を行う個人としての社会的評価と同様に重要であって、法的保護に値する名誉

にあたるというべきである（甲68：東京地判平成28年10月18日参照）。

これを前提にすると、社会的評価の低下の要件を検討する前提として同定可能性が求められているのだから（表現が誰に対するものか同定できなければ、社会低評価の低下はあり得ないため）、長期かつ継続的にツイッター上で活動を行っているアカウントの社会的評価を低下させる表現については、同定可能性の判断においても、当該表現が特定のアカウントに関するものであることが特定できれば足りるというべきである。

本件では、控訴人のアカウントは2012年8月（約9年前）に開設されており、2020年6月7日時点で2万件のツイートをしてきたため（甲1）、長期かつ継続的にツイッター上で活動をしてきたものといえる。そのため、控訴人の匿名のアカウント名を用いてツイッター上で活動する個人としての社会的評価も法的保護に値するものである。そして、本件書籍72頁、73頁が控訴人のアカウントに関するものであることについては争いがない。

以上によれば、同定可能性が存在することは明らかである。

2 公然性

本件書籍は一般に出版されているから、公然性があることは明らかである。

3 事実の摘示

本件書籍（甲5）72、73頁を、一般読者の通常の注意と読み方に従って解釈すると、「ユーザー名『@iroa1991』を称するアカウントは、女性の靴問題に関する活動#KuTooの提唱者である被控訴人石川に対し、同問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げ、これを容認するのか質問した」との事実を摘示するものである。

4 社会的評価の低下

前記摘示事実によれば、控訴人は、女性の靴問題に対し、男性が海水パンツで職場に出勤するという的外れな例を持ち出すような、通常人の感覚とは異なる感覚を持つおかしな人物であるとの印象が持たれる。また、女性である被控訴人石川に対し、男性が海水パンツ姿で職場に出勤することを容認するのかと問うことは、性的な嫌がらせをしているとの印象も持たれる。

以上によれば、本件書籍を執筆・出版した被控訴らの行為は控訴人の社会的評価を低下させるものであるから、控訴人の名誉権を侵害する。

5 共同不法行為と故意・過失

被控訴人石川は筆者として、被控訴人会社は出版社として、客観的に関連共同して本件書籍を出版・販売し、領付した。

本件書籍（甲5）72頁では、別紙記載のとおり、実際のツイッター上の表示とは異なり、本件ツイートが被控訴人石川に対するリプライであるかのように読者の誤解を招く体裁で掲載されており、実際のツイッターとは異なる点が、いずれも当該誤解を誘発するものとなっている。

また、控訴人とゴリラとの一連の会話の流れを見れば、本件ツイートが女性の靴問題に対するものではないことが容易に理解できるのに、本件書籍73頁（甲5・73頁）では、本件ツイートが女性の靴問題に対するものであるとされている。

これらの記載は、いずれも被控訴人石川の執筆を受けて、被控訴人会社の編集作業によって作出された。

また、被控訴人石川は、当然、本件書籍の内容を筆者として確認している。仮に被控訴人石川が、本件書籍の記載内容を把握していなかったとしても、それは筆者として当然になすべき確認を怠った結果であり、過失がある。

以上によれば、被控訴人らには、控訴人に対する名誉権侵害について故意が

ある。また、被控訴人石川には少なくとも過失がある。

6 損害

被控訴人らの名誉権侵害により控訴人が受けた精神的苦痛を金銭に評価すると500,000円を下らない。

7 小括

よって、控訴人は、被控訴人らに対し、共同不法行為に基づき、500,000円の損害賠償請求権を有する。

第2 名誉声望保持権侵害

1 著作物の利用

本件書籍では、72頁において本件ツイートを複製して利用している（甲5・72頁）。

2 著作者の名誉又は声望の侵害

本件書籍73頁（甲5・73頁）では、実際には本件ツイートは、女性が水着で職場に入ってくることについて男性は文句を言わないのかというゴリラの質問に対し、その無意味さを伝えるために、反対に、男性が海水パンツで職場に出勤することを#kutooの賛同者は容認するのかと控訴人が逆質問したものであった。しかし、被控訴人石川に対し、女性の靴問題の逆の例として、男性が海水パンツで職場に出勤することを挙げたとの事実に反する説明をした。

この説明によると、女性の靴問題を話している被控訴人石川氏に対し、控訴人が、的外れな例（海水パンツで男性が職場に出勤）を唐突に投げかけたような、通常人の感覚とは異なる感覚を持つおかしな人物であるとの印象が持たれる。

また、女性である被控訴人石川に対し、男性が海水パンツ姿で職場に出勤することを容認するのかと問うことは、性的な嫌がらせをしているとの印象も持たれる。

以上によれば、本件書籍を執筆・出版した被控訴人石川は、控訴人の名譽または声望を害する方法により本件ツイートを利用した（甲69：東京地判平成25年7月16日・平24（ワ）24571号「陛下プロジェクト事件」参照）。

よって、当該被控訴人石川の行為は控訴人の著作者人格権を侵害する行為とみなされる（著作権法113条11項）。

なお、名譽・声望は社会的な評価に係るものである必要があるが、控訴人のアカウントに係る社会的評価が法的保護に値することは、前記1の（1）で述べたとおりである。

3 その他

第1・5～7と同様である。

IV. 訟明の申立て

被控訴人石川は、「あと出版社が法律にそっておこなった、です。出版社が大丈夫！って決めたわけじゃないです。会社なので弁護士さんに聞いてもらいました。」とツイッターに投稿し（甲70：被控訴人石川のツイート）、本件書籍を出版するに際し、本件掲載の適法性を被控訴人会社が弁護士に確認したと主張している。本件書籍の出版前に弁護士からいかなる意見を聴取していたかについては、公正な慣行に合致するか否か、引用の目的上正当な範囲内か否か、被控訴人らの主觀面等に影響する。

したがって、以下の点に回答されたい。

被控訴人らが、本件出版の前に、本件書籍及び本件掲載の適法性に関して、弁護士その他の専門家との間で連絡した内容について、連絡内容の全てを証拠として提出されたい。

以上

(別紙)

番号	ページ	ツイッター上に表示されたツイートの内容	ツイートのURL	投稿者のツイートの形式	石川氏のツイートの形式	疎明資料番号
1	60	単純な疑問やねんけど #KuToo ってやってる人は自分の結婚式でもハイヒール履くの嫌なんかな。	https://twitter.com/imager52/status/1144469751504093184	独立のツイート	引用RT	甲47-1 甲48-1
2	60	グラビアの仕事の時はハイヒールを履いて葬儀場のアルバイトの時はハイヒールを履きたくない？矛盾した話です。#kutoo	https://twitter.com/qv9sLOdVefome0D/status/1135656968272502785	独立のツイート	引用RT	甲47-2 甲48-2
3	62	多分この人じゃなくもっと誠実な人がこの運動をしていたら、今より署名が集まつたのではないかと思います。	https://twitter.com/al06532288/status/1139835918716567552	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲47-3 甲48-3
4	64		削除	不明	引用RT	
5	66	朝日が煽って国会質疑という「#KuToo」運動への溜息 https://dailyshincho.jp/article/2019/06280558/#デイリー新潮 ◆>> 女の敵は女。しかし、それでは「運動」が成り立たないのだ。 辛辣w	https://twitter.com/kagura0/status/144529761353400321	独立のツイート	引用RT	甲47-4 甲48-4
6	68	#KuToo #スニ活 改めてだけど、『健康上、問題を抱える方にパンプス・ヒールを強要した場合、パワハラになりうる』これが根本大臣の国会答弁の要旨だよね。つまり企業は、強制すると訴えられるから、強制なんてできない。目下、服装規定も見直されてる最中。あれ？ KuTooもう、いらなくない？	https://twitter.com/U9Oc8RIZVZFYMYr/status/1143725261248061440	独立のツイート	引用RT	甲47-5 甲48-5
7	70	靴の写真を変えてましたね 当然でしょう ハイヒールの写真だと、誇大キャンペーンです それでも、いまだに、性差別だという主張を下げないんですね 慰安婦のイベントに参加するし、本丸は靴ではなくて、性差別をなくすことですね	https://twitter.com/miyabi39mama/status/1141631587865395200	独立のツイート	引用RT	甲47-6 甲48-6
8	72	本件ツイート		独立のツイート	引用RT	甲8-1、2 甲9
9	74	自由にやりたきや自分で会社作って勝手にやりなよ。自分の主張を社会に押し付けていたら自分の国を作って独裁者にでもなればいい。 #KuToo	https://twitter.com/taminokamado1/status/1135780103588237312	リプライ	引用RT	甲47-7 甲48-7
10	76	根本厚労相「パンプス強制、パワハラに当たる場合も」 冠婚葬祭業でお客さんから「正装で無いのは失礼だ」とクレーム来たら退職して職業変えるしかない。訴える前に転職の発想は無いのかな。自分で起業するもある。楽して儲ける事はできない。	https://twitter.com/ibaichi10/status/1136387102818439168	独立のツイート	引用RT	甲47-8 甲48-8
11	78	なら、今、貴方の働いている会社に訴えればいい。なんで法規制って話になるんだ。なんで性差別って話に持っていくんだ。社会やその会社にとって合理性があるなら自然と変わっていくものだ。	https://twitter.com/taminokamado1/status/1135782611345858568	リプライ	引用RT	甲47-9 甲48-9
12	80	葬儀場でのお仕事は故人をお見送りする大事な仕事です。パンプスを履くのは当然です。職種の問題で本人と会社で解決して下さい。#kutoo	https://twitter.com/qv9sLOdVefome0D/status/1135807540367769600	独立のツイート	引用RT	甲47-10 甲48-10
13	80	削除	削除	リプライ	引用RT	甲49-1
14	82	葬儀場でパンプス履きたくないの人、自分の身内のお葬式や結婚式でもパンプス履かないのかな…それなら一貫してるので良いんだけど、自分の身内の式なら勿論パンプス履く！仕事は他人の事なので履きたくない！だったらお客様に失礼すぎない？ #KuToo	https://twitter.com/naa398798/status/1136320305368928256	独立のツイート	引用RT	甲47-11 甲48-11
15	84	じゃ職場は葬儀場なんだから、御遺族の前でスニーカーかバッシュで履くのか？御遺族からもアンケート取れよ！ パンプス強制「やめて」 署名活動で訴え 見えぬ差別、声上げて グラビア女優・ライター石川優実さん - 琉球新報 - 沖縄の新聞、地域のニュース https://ryukyushimpo.jp/news/entry-885651.html	https://twitter.com/itarou0805/status/1136117015481950209	独立のツイート	引用RT	甲47-12 甲48-12
16	84	#KuToo だか #kutuu だか知らんがこの運動気に食わんのは仕事に対して甘い事言いまくってる辺りでな 冠婚葬祭で葬儀中とかのシメの儀式で脱ぎ履きする事も無いのにスリッパだので動かれて「私は気になら無いから！」って世論を動かそうとしてるところだ	https://twitter.com/spyseewolf/status/1138950602396819456	独立のツイート	引用RT	甲47-13 甲48-13

17	86	削除	削除	独立のツイート	引用RT	甲49-2
18	88	自分が履きたくてハイヒール履いてる女性社員にも、「あなたが履いていると連帯感が無くなる」とか言って無理やり辞めさせるパターンでしょ？ #Kutoo	https://twitter.com/shizucha/status/1136397187334598656	独立のツイート	引用RT	甲47-14 甲48-14
19	90	T P O の問題を、性差別や政府批判に繋げ、女性の代表面しているのが気にくわないだけです。 #KuToo	https://twitter.com/hoyaminabe/status/1136424803873648641	リプライ	引用RT	甲47-15 甲48-15
20	92	削除	削除	独立のツイート	引用RT	甲49-3
21	94	バイトということでしたが、どのくらいの頻度で働いていたのでしょうか。集まつた署名のうち一体何人の方が実際に葬儀屋で働いているのでしょうか。#MeToo の方が今度は #KuToo。ビジネスの匂いがしてしまいますよね。	https://twitter.com/kitkatkatkitten/status/1137170906269175808	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲47-16 甲48-16
22	96	ただただ「女性差別」が嫌なだけ。議論するための理由を用意していない。パンプスを履きたくない理由が明確になっていない。#KuToo #KuToo運動 https://t.co/1IW8e803QV	https://twitter.com/mark_make_mode/status/1137187504208003075	独立のツイート	引用RT	甲47-17 甲48-17
23	98	パンプス履かなきゃならねえ程度の低レベルな仕事にしか就けなかったザコが今更なにを喰いてんだ？ #kutoo	https://twitter.com/che_houkei/status/1137218295059210240	独立のツイート	引用RT	甲47-18 甲48-18
24	100	#kutoo の違和感は、足に合わない非機能的な靴を履く私が可哀想 オマエラが全面的に悪いからなんとかしろ!!マークって丸投げしているところなんだよね 色々な人が様々な選択肢を提示している事に耳を塞がないで経営者と私たち双方が幸せになる方法を模索していこうよ そうして世界は進歩してきたのだから	https://twitter.com/Zin_Ryu/status/143865874719240193	独立のツイート	引用RT	甲47-19 甲48-19
25	102	この人達の本当の目的は、男女平等ではなく「女尊男卑」なんだろと思う。～パンプス強制にNO 「#KuToo」署名提出…女性のみ着用指示は「性差別、法規制を」弁護士 ドットコムニュース https://bengo4.com/c_5/c_1625/c_1232/n_9713/@bengo4topics さんから	https://twitter.com/bilukan/status/113571252595937280	独立のツイート	引用RT	甲47-20 甲48-20
26	104	それに健康被害だとジェンダーハラスマントだ、とまで大きな話になるのでしたら、それこそ各人が自分の望む職場を選んだほうが良いです。 警察官や自衛官が「なるべく危険なところにはいきたくない」と言い出すようなものだと感じます。 自分を守るのは最終的には自分しかいないのですから。	https://twitter.com/sou09525998/status/1136312517653721090	リプライ	引用RT	甲47-21 甲48-21
27	106	削除	削除	独立のツイート	引用RT	甲49-4
28	108	アホすぎ 基本男と女は足の形が違う 女性は通常大人になるとヒールをはける形になる	削除	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲49-5
29	110	女性の身体には男性のように立派なそり立つ一物がないので潜在的に突起物へ憧れがあります。 多くの女性のフェラチオの激しさはその証明です。 ハイヒールを履き突起物を身に纏うことで一人前の人にになりたいというのは女性側の潜在的な願望の表れでもあるのです。#KuToo	https://twitter.com/champ_of_penis/status/1096953638063300609	独立のツイート	引用RT	甲47-22 甲48-22
30	112	削除	削除	不明	引用RT	甲49-6
31	114	差別差別言われると胡散臭く感じてしまうのは、私の問題かもしれませんし、それについてこれ以上議論しても平行線でしょうからやめます。 本題は、パンプスの代わりに何を履けば良いのか提案はしないのか？ということですね。 提案するつもりがないのなら、単なるポリコレこじらせ人間かなって…	https://twitter.com/satoko_tea/status/1139373760778084357	リプライ	引用RT	甲47-23 甲49-7
32	116	削除	削除	リプライ	引用RT	甲49-8

33	118	「別のもの」と自明のように仰られる根拠はどこからでしょう？	https://twitter.com/tabataba_bro/status/1139803096308056066	リプライ	引用RT	甲47-24 甲48-23
34	120	凍結	凍結	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲49-9
35	122	削除	削除	独立のツイート	引用RT	甲49-10
36	124	"水着写真"を撮られることが嫌な女性が、やがては"過激な姿勢のヌード写真"を撮られることにもなり、「自ら好きでやっている」と言えるようになってしまったこと。 #Kutoo の石川優実さんとハフィントンポストの記事-性を売りにしている人とフェミニズム	https://twitter.com/yaya_weedflower/status/1139816070024323074	独立のツイート	引用RT	甲47-25 甲48-24
37	126	削除	削除	不明	不明	
38	128	いや、だから、カネもないくせに運動するな、っつうこと。カネなかつたら選挙も出ないでしょ? #KuToo #石川優実	https://twitter.com/jameset68033001/status/1147444355373793280	独立のツイート	引用RT	甲47-26 甲48-25
39	130	ヒールのある靴が好きで、生理用品についてあまり恥ずかしいという気持ちがない私としては #kutoo も#Nobagforme も全くピンとこない。 もちろん気になっている人が声をあげるのはいいと思う。 が、それが「女性の声」みたいになるとすごく違和感だしそりや炎上するなあと。	https://twitter.com/makicooo/status/1139202392459603968	独立のツイート	引用RT	甲47-27 甲48-26
40	132	削除	削除	不明	不明	
41	134	「#KuToo」石川優実さんがフェミニズムに目覚めた「お菓子系アイドル」時代の壮絶体験 https://dailyshincho.jp/article/2019/06260603/#デイリー新潮 猥褻なビキニマイクロビキニは、文句言わないが、レディースフラットシューズパンプスには不満タラタラ… この違いってなに赤いはてなマーク やっぱ、ギャラですか赤いはてなマーク	https://twitter.com/UHckPo2ap9oU0qD/status/1143688134011396097	独立のツイート	引用RT	甲47-28 甲48-27
42	136	セミヌードにまでなって、女性の「性」を売り物していた方が女性差別を訴えても違和感しかないです。 この #KuToo を発信し始めた #石川優美 さんと言う方は、私の「ヒールが苦痛と雇用主に掛け合ったのか」という質問に対して、都合が悪いのか一切答えずですし、胡散臭さしかないです。	https://twitter.com/LTakenouchi/status/1136613488220987392	独立のツイート	引用RT	甲47-29 甲48-28
43	138	削除	削除	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲49-11
44	140	パンツを脱ぐのはOKでも パンプスを履くのはNOの女やな。	https://twitter.com/Ja3ltbChanMao/status/1139036451083960320	別アカウントへのリプライ	引用RT	甲47-30 甲48-29
45	140	おっぱい丸出しで仕事しながらパンプスを指して性差別ってのが意味分かんないからじゃない?	https://twitter.com/hitokundead/stat/1139587560441704448	リプライ	引用RT	甲47-31 甲48-30
46	142	削除	削除	不明	不明	
47	144	石川優実、ヒールうんぬんよりもおっぱいが残念	https://twitter.com/cleavagest/status/1135522188847484929	独立のツイート	引用RT	甲47-32 甲48-31
48	144	削除	削除	不明	不明	
49	146	削除	削除	独立のツイート	引用RT	甲49-12
50	148	"女性差別訴えてる人って…女だからって理由のあれこれを嫌がるのに、女としての特権は持ってたい。← みたいな、矛盾してる人がまあまあ居て両方欲しいってのはズルくない?っていつも思う('・ω・')..." http://j.mp/2OB4SvY #Tumblr	削除	不明	不明	
51	150	働く条件ってw スカートもストッキングもやめますか? 男女一緒の制服だけの世の中にしますか? 女性もネクタイ着用しますか? 男女共にTPOがあります。過去の先人達が築き上げた伝統や形式もあります。それを簡単に否定してグラビアにてて女性を武器に仕事されたら説得力ありませんよ。	https://mobile.twitter.com/masadei1/status/1136545199675437056	リプライ	引用RT	甲47-33 甲48-32

52	152	あえて、名前はあげないけど、DVDでポルノビデオもどきのエロコンテンツを出していた自称「グラビア女優」の石川優実や、「女子アナ」としてキー局でヨイショされていた小島慶子が、どうして、「賞味期限」が過ぎてパパ活になると、フェミニストになるのか、その謎に迫るために、南米へと飛んだ	https://mobile.twitter.com/syo_sindou/status/1147437533392850944	独立のツイート	引用RT	甲47-34 甲48-33
53	154	なぜ、可愛い水着を捨てて、怪我するようなパンプスを履かなきゃならない葬儀屋さんのバイトを選んだですか？	https://mobile.twitter.com/UHckPo2ap9oU0qD/status/1143689317535010816	独立のツイート	引用RT	甲47-35 甲48-34
54	156	グラビア女優には人権ないの？ 声上げる女性の過酷な現実。#KuToo で退職へ BUSINESS INSIDER https://businessinsider.jp/post-193051 @B!Japan さんから 見た目は悪くないんだから、 へんなこと考えずに婚活して、 医者でも実業家でもゲットすりや良かったのに	https://mobile.twitter.com/himahitoshinou2/status/1143868469537955840	独立のツイート	引用RT	甲47-36 甲48-35
55	158	女性の価値を上げようと頑張ってるみたいだけど耳障りのいい言葉だけで信用するといいように騙されるから気をつけたほうがいい。こういう意見でまた女の価値が下がるぞ？お？ #石川優実 #KuToo	https://mobile.twitter.com/7packages/status/1144482431514230784	独立のツイート	引用RT	甲47-37 甲48-36
56	160	石川優実で抜いてた時代があったんやけどなあ、今じゃパンプス騒動なんかに参加しやがって…	https://mobile.twitter.com/Toshiya_Ohba/status/1137366313850925058	独立のツイート	引用RT	甲47-38 甲48-37
57	160	あんたでは抜けね……。	https://mobile.twitter.com/PaxilManX/status/1140097513317269504	リプライ	引用RT	甲47-39 甲9-13